

様式道占F

占用についての一般条件

◎ 新設・変更の条件

- (1) 堀削を伴う場合 下記のうち1～18を条件とする。
 (2) 堀削を伴わない場合 下記のうち1～6、11～18を条件とする。

◎ 廃止の条件

- (1) 堀削を伴う場合 下記のうち1～10、18を条件とする。
 (2) 堀削を伴わない場合 下記のうち1～6、18を条件とする。

(土木みどり事務所の立会・検査)

1 工事着手に際しては、道路河川管理課長の立会を求め、工事中は、その指示、監督を受け、堀削・路面復旧等完了後は、その検査を受けること。

(地元対策)

2 工作物、物件、施設の設置につき、沿道利害関係者との間に紛争を生じないよう、住民の了解を得ること。なお、一連の商店街区域等においては、地元代表者と事前に十分打ち合わせ、その決定事項を厳守して施工すること。

(事前協議)

3 工事施工に際しては、工事に関連する他の占用物件管理者と事前に打ち合わせを行い、協議が整ってから着手すること。

(報告)

4 本許可を受けた後、工程表、進捗状況並びに所轄警察署長の道路使用許可条件及び通行止め等の許可事項を、道路河川管理課長に報告すること。

(苦情等)

5 工事着手から完了までの間は、占用区域全般の、工事に関連する市民からの苦情並びに路面及び排水設備の不良状態について、一切申請者においてその解決にあたること。

(損害等)

6 占用又はこれに付随する工事により、道路構造物等を破損した場合は、直ちに道路河川管理課長の指示を受け、原状に回復すること。また、本市又は第三者に損害を与えたときは、占用者において、損害賠償すること。

(工事中の注意)

7 工事中は、一般交通に著しく支障を与えないよう留意するとともに、工事箇所には、国土交通省近畿地方整備局が定める「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(「土木請負工事必携」所収)に規定する標識及び防護さくを設置し、夜間においては、工事の起終点に40W以上の、その中間には10W以上の光度のある赤色灯を必要数設置して、危険防止に万全を期すこと。なお、工事は速やかに完了すること。

(工法)

8 1日の工程は約30mとし、その埋戻しが完了してから次の区域に移行すること。なお、施工順位についても、その周辺の交通状況等を十分調査のうえ、実態に即した工程を組むこと。

(夜間工事)

9 夜間工事は、必要最小限にとどめること。やむを得ず行う場合は、騒音防止等に十分留意し、沿道住民に迷惑を及ぼさないようにすること。

(土砂の搬出)

10 堀削土砂及び工事用資材等は、道路上にたい積することなく、道路敷地外へ搬出すること。

(維持管理)

- 1 1 占用物件を常時良好な状態に保つよう管理し、もって道路の構造又は交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないこと。

(重大事故の未然防止等)

- 1 2 道路利用者や第三者への重大事故を未然に防止する観点から、その損傷により特に道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある占用物件については、占用許可後、5年が経過する時期を基本として、道路管理者による占用物件の安全確認のため、占用物件の現状について、道路管理者あて書面等により報告しなければならないこと。

(占用物件の異常に対する措置)

- 1 3 占用物件の異常により、道路の構造又は交通若しくは周辺住民に影響を与え、又はそのおそれがあるときにはただちに必要な措置を講ずるとともに、その占用物件の異常の状況及びそれに対して講ぜられた措置の概要を道路管理者に報告しなければならないこと。

(期間満了・廃止)

- 1 4 占用期間が満了したとき又は占用を廃止しようとするときは、市長に届け出てその指示を受け、占用物件を完全に撤去し、道路を原状に回復し、完了後その検査を受けること。

(調査・報告)

- 1 5 道路管理者が必要と認めたときは、その指示に従い、占用に関する調査又は報告をすること。この場合の費用は、占用者の負担とする。

(公益上の理由による許可の取消し)

- 1 6 占用期間中であっても、道路工事、又は地中化を指示する場合等、公益上やむを得ないと認められるときは、道路法の規定により、この許可を取り消し、許可条件を変更し又は占用物件の改築、移転及び除却もしくは原状回復を命ずることがある。この場合の費用は、占用者の負担とする。

(法令の厳守)

- 1 7 道路法、同施行令、同施行規則、京都市道路占用料条例及び京都市道路占用規則その他関係法令並びに道路掘削及び路面復旧工事標準仕様書を厳守すること。

(条件違反による許可の取消し)

- 1 8 上記条件に違反したときは、この許可を取り消すことがある。

注意事項

(変更)

- 1 占用物件の場所、数量、構造、その他占用の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けること。また、住所又は氏名を変更したときは、直ちに市長に届け出ること。(法第32条、市規則第3条、第11条)

(権利譲渡等の禁止)

- 2 この許可により得た権利は、他人に譲渡、譲与、貸付又は債権の担保に供することはできない。(市規則第10条)

(占用料の還付)

- 3 既納の占用料は還付しない。ただし、道路法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消した場合には、その翌月分以降の占用料を還付することがある。(市条例第8条)

(継続)

- 4 占用期間満了後、引き続き占用しようとするときは、占用期間満了の日の1カ月前までに申請書(協議書)を提出し、市長の許可を受けること。(市規則第8条)

(※道路法第35条の占用については、文中「許可」を「承認」と読み替える。)

特 別 条 件

- 1 自転車等が適正に駐車され、歩行者等の安全で円滑な通行が確保されるよう自転車等の整序等を適切に行うこと。
- 2 自転車等駐車器具及びその他占用物件の管理を適切に行うこと。
- 3 占用物件を定期的に点検し、(継続許可申請時又は5年ごとのいずれか早い方を期日として)点検結果を道路管理者に報告すること。
- 4 良好的な道路環境の維持に努め、定期的に占用区域の清掃、除草を行うこと。
- 5 不特定多数の者の利用に供すること。
- 6 利用者に対して利用約款等を見やすく表示すること。
- 7 その利用について、時間単位、月単位等により駐車料金を徴収する場合には、付近の駐車場等の駐車料金に比して著しく均衡を失しないものであること。
- 8 許可を受けた工事の着工前に着工届を提出すること。
- 9 許可を受けた工事の完了後に完了届を速やかに提出すること。